

# 第1回（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024-2026

## 検討部会議事要旨

---

---

### 【開催概要】

日時：2023年5月11日（木）18:00～19:40

会場：市庁舎 会議室3-2・3-3

### 【議事次第】

- 1 開会
  - (1) 子ども発達支援課長挨拶
  - (2) 委員・事務局自己紹介（資料1・2）
- 2 報告
  - (1) 子ども発達支援計画行動計画 2024 2026 の策定について（資料3・4）
  - (2) 国の基本的指針について（資料5）
- 3 議題
  - (1) アンケート・ヒアリング実施概要について（資料6）
  - (2) アンケート・ヒアリング実施概要について（資料7～11）
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

資料 1	委員名簿
資料 2	座席表
資料 3	行動計画24-26の策定について
資料 4	第一期および第二期計画における取組の目標値・実績値（全件）
資料 5	第三期障害児福祉計画策定に関する国の基本的指針
資料 6	アンケート・ヒアリング実施概要について
資料 7	意識調査素案（保護者）
資料 8	関係機関調査素案（管理者）
資料 9	関係機関調査素案（従事者）
資料 1 0	事業所調査素案
資料 1 1	ヒアリング項目素案

2023年度第1回（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024-2026検討部会 委員

氏 名	所 属
鈴木 美枝子	玉川大学 乳幼児発達学科 教授（部会長）
森山 知也	東京都立町田の丘学園
朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員会協議会
風張 眞由美	町田市医師会
酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会
中井 敏子	市民
下尾 直子	洗足こども短期大学 幼児教育保育科教授
田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会

備考：傍聴者（0名）

2023年度第1回（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024-2026検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
江成 裕司	子ども生活部子ども発達支援課課長
新谷 太	子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
大坪 直之	子ども生活部子ども総務課課長
三浦 啓史	子ども生活部保育・幼稚園課課長
香月 勇人	子ども生活部子育て推進課課長
堀 秀彰	子ども生活部子ども家庭支援センター長
金子 和彦	地域福祉部障がい福祉課課長
山形 悠介（代理）	保健所保健予防課担当課長
横山 隆章	学校教育部教育センター所長

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども発達支援課推進係長：定刻となりましたので、ただいまから、第1回（仮称）子ども発達支援計画行動計画2024-2026、第三期障害児福祉計画検討部会を開催いたします。私は、子ども発達支援課推進係長の吉野と申します。議事に入るまで司会を務めさせていただきます。

本日委員の欠席はございません。

事務局から会議の公開についてご説明いたします。本会議は会議の公開に関する条例の規定により原則公開とさせていただきます。今のところ、傍聴希望の方はおられません。が、会議の途中で見えられたら会議を中断せずにそのまま続けるということでご了承いただければと思います。

それでは開会に先立ちまして、子ども発達支援課課長の江成からご挨拶いたします。

子ども発達支援課長：本日は足元の悪い中、夜分の時間帯にも関わらずお越しいただきありがとうございます。私は4月に子ども発達支援課長に就任いたしました江成と申します。よろしく願いいたします。

今回皆様にご議論いただきます子ども発達支援計画行動計画ですが、目的やこれまでの経緯につきましては後ほどご説明いたします。児童福祉法の改定を受けまして2018年3月に新たに作成した子ども発達支援計画から数えますと、第三期目の計画策定となります。この度の策定では、子ども子育て会議にこのような検討部会を設けて、子ども子育て会議からは6名の委員の方々、また臨時委員の方を加えてご議論いただくことといたしました。改めて、委員の皆様にはご就任いただいたことに心から感謝申し上げます。

子ども発達支援計画策定からここ最近の市内の様子を見ますと、子どもの数そのものは少子化の影響を受けて減少傾向にありますが、一方で、発達支援の必要な子どもの数は増え続けている傾向にあります。また、医療技術の進展によりまして、医療的なケアが必要な子どもが医療機関を退院後、地域で暮らすケースも増えていきます。その他、保育所の利用を希望するご家庭の割合は上昇しておりますが、その中には集団生活を過ごす上で配慮が必要な子どもも含まれておりまして、施設への訪問による支援を希望される保護者の方、あるいは関係機関からのニーズの高まりも感じております。それらのことから、障がいの重さを問わず、どのような障がいをお持ちの子どもでも、ご家族、身近な地域の子どもたちとともに、その子らしく過

ごし成長する環境づくりが求められていると認識しているところです。

また、町田市子ども生活部では、子どもの意見表明や意思決定への参画を子どもの権利として尊重する取組というものを進めておりました、この部会とは別に、子どもにやさしいまち条例検討部会を立ち上げまして、検討を進めております。今回の子ども発達支援計画行動計画の策定にあたりましては、こういった状況も踏まえまして進める必要があると考えております。

まずは、発達支援が必要な子どもや保護者の方々お一人お一人や、子どもたちを支援する関係機関のご要望をしっかりと把握して、その結果を委員の皆様と共有し、それぞれの立場から皆様の意見をいただきながら、この計画の策定作業を進めていきたいと思っております。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、次期計画が発達の支援が必要な子どもたちやその保護者の方々に有効なものになるよう、委員の皆様から忌憚のない意見をいただくことをお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

子ども発達支援課推進係長：本部会は今回が初めての開催となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いできればと思います。

#### [委員事務局自己紹介]

子ども発達支援課推進係長：本会議につきましては、議事要旨作成のため発言内容を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

会議中の発言についてお願いがあります。ご発言の際は、挙手の上、部会長に指名されてから発言をお願いします。議事要旨を作成するため、発言前にご自身のお名前をご発声いただきますようお願いいたします。

それでは以後の進行につきましては鈴木部会長よろしくお願いいたします。

## 2 報告

### (1) 子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 の策定について

鈴木部会長：では私の方から進めさせていただきます。こども家庭庁も発足しまして、「こどもまんなか」という言葉をいろいろなところで聞くようになったかと思っております。今回のこの発達の行動計画にしましても、ぜひ「こどもまんなか」というところを大切にできたらいいなという思いがあります。皆様方のご意見でいいものができたらと

思っていますのでよろしくお願ひいたします。では次第に沿って会議を進めたいと思います。まずは、次第2報告(1)の「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 の策定について」、こちら事務局の説明お願ひします。

[資料3・4の説明]

鈴木部会長：事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問がありましたらお願ひします。

酒井委員：資料3の11ページと12ページの「各サービス内容」の項目がずれていると思います。

子ども発達支援課推進係長：大変失礼しました。11ページ、児童発達支援につきましては未就学の障がい児に訓練を行う事業、居宅訪問型児童発達支援につきましては、内容の上から3つめ「重い障がいがあるために外出が著しく困難な子どもの家庭に伺って発達支援を行う」という事業です。放課後等デイサービスにつきましては、上から4つめ「就学中の障がい児に放課後や長期休暇中などにおいて生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する」事業になります。保育所等訪問支援については、内容は5つめ「保育所等に通園する障がい児に」ということになります。

鈴木部会長：障害児相談支援はどこに分類されるのでしょうか。

子ども発達支援課推進係長：申し訳ありません、記載がありませんが、通所訓練に通う子どもたちに支援計画を作成するという相談事業になります。

鈴木部会長：では私から言葉について気になるところがありますのでお伝えします。例えば11ページの下から2つめの枠に「生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します」とありますが、「訓練」という言葉が何回か出てきており、訓練という言葉を使うことに関してどうなのかと思っているところです。

子ども発達支援課長：我々が日常で使っていて、あまり気にせずそのような表現をしている部分がございます。適切な表現を、ご意見を参照しながら考えていきたいと思ひます。考え方に基づきまして適切な言葉を選んでいきたいと思ひます。ありがとうございます。

鈴木部会長：いかがでしょうか。

中井委員：12ページです。上から2つ目の医療型児童発達支援について、2018年度から2023年度に至るまでゼロということですが、放課後等デイサービスは利用者も事業所も多くなっています。医療型児童発達支援は必要としている人が少ないのか、それと

も受け入れ可能な事業所が少ないのか、実態が気になりましたので教えていただければと思います。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：医療型児童発達支援、児童発達支援事業は福祉型と医療型に現状では分かれています。医療型については肢体不自由など重い子どもを対象にした施設で、かなり障がいの重い子ども、常に医療的なケアが必要な子ども等が対象に想定されています。数としては非常に少ないので、各市町村で設置するよりも、広域で対応する形になっています。現時点では町田市内に医療型児童発達支援施設というのはありません。近隣では府中の東京都立小児総合医療センターや、島田療育センターなどでも対応していただいております。現状で数がありませんが、今後も町田に個別での設立は考えておりません。以上です。

鈴木部会長：12ページの下部に「1」とあるのは、1か所あるということでしょうか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：居宅型では1か所ございます。

酒井委員：また医療型児童発達支援ですが、施設が町田にはなくて、町田は島田療育センターに行かれています方がほとんどだと思いますが、受給者証の発行件数が2021年から0件になっているということは、今島田療育センターに行かれています子どもがいないということですか？

子ども発達支援課相談・療育担当課長：島田療育センター自体は、医療型児童発達支援という形では「ない」。医療面では病院という形になります。児童発達支援としては福祉型で、医療型発達支援の事業を行っている業態です。受給者証で見ると、現段階でうちの医療的ケアコーディネーターが把握している限りでは、医療型児童発達支援の受給者証を取得している人は市内にはいないという状態になります。

鈴木部会長：「訪問支援の強化」において保育園や学童保育クラブへの障がい児の受け入れを進めるとあるが、このような場合の施設は公立、私立どちらでしょうか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：保育園等訪問支援につきましては、学童クラブは公設のみになりますが、保育園等に関しては幼稚園等も含め、公設民設関係なく保護者の方にご契約いただければ対応しております。学童保育クラブも直営だけではなく、公設民営対象とさせていただいております。

## (2) 国の基本的指針について

鈴木部会長：時間が無いので次に行かせていただきます。

[資料5の説明]

鈴木部会長：それでは今の説明について委員の皆様からご質問はございますか。

森山委員：先ほどの説明の中で、冒頭に4つの項目の現状と課題があり、障害者入所施設に関しては目標値が定められると説明があったと思うのですが、具体的にはどのような目標値があるのでしょうか。

事務局：実際目標値は定められておりません。検討する体制について、きちんと責任者を明記することが指針の中で設けられており、移行支援に関する責任は都と政令市、都道府県と政令市に求められています。市町村として何かしなければならないというアクションはありません。あくまで都道府県と政令市に対する目標です。

田部井委員：7ページですが、「〔要検討〕町田市は市として相談支援体制・提供体制は充実しているため」の部分が気になっています。「充実」というのは数が揃っているという意味なのか、それとも受付件数など、どういう形で充実という評価になっているのでしょうか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：相談支援体制等については、生活相談を含め、発達センターで発達相談支援員を配置して計画相談等の必要な対応を行っているところです。件数等も増加していますので、対応をより強化していくことは今後の課題であると考えています。計画の中でどんな形で取り組んでいけるか検討したいと思います。

鈴木部会長：他にも何か、もし日常で感じる場所があればご意見を頂戴したいと思います。

田部井委員：我々にも相談事業があり、障害児相談を行っているが、どこにも引っかからない、どこにも受けてもらえないと我々に電話がかかってきます。どこの事業所も受けられないという現状を見た時に、「充実」という意味と現実が乖離していると感じます。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：現状で、多くの相談を子ども発達センターにいただいており、問題や悩みを抱えている方向けの複合的な支援を考えていかなければなりません。市のセンターだけでなく、市内の事業所や場合によって病院などと連携を行いながら、相談に対してなるべく支援をしております。すぐ適切なサービスに結び付かず時間がかかる、という部分が現状であり、受託は可能だが、まだまだ市として取り組んでいかなければならないと感じています。

鈴木部会長：「要検討」とありますし、どのように実施していくかを検討したいと思います。

下尾委員：4 ページですが、障がい者に対する虐待の防止における「自治体による組織的な対応」というのは町田市では具体的にどのような対応を考えていますか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：取組の事例を紹介したいのですが、虐待防止委員会と身体拘束委員会を設置して、定期的に庁内で会議を開催しています。もし虐待行為というものが発生した場合は、速やかに委員会を開催して改善策を検討するとともに、速やかに対応を行うという取組をしています。

また、虐待というのは幅が広く、所内だけでなく様々な種類があると思います。過去、保育施設などで身体にあざがあった、お母さんとの話で子どもに手を上げてしまったなど、の相談を受けることがあります。その場合、「子ども家庭支援センターに通報します。」というような言い方をすると圧迫をかけることになるため、本庁の子ども家庭支援センターにいる専門医と一緒に相談しましょう、というような形でつなぎ、子ども家庭支援センターで適切な対応を取る、といった連携などをおこなっております。

鈴木部会長：では時間もありますので次に進めさせていただきます。

### 3 議題

#### (1) アンケート・ヒアリング実施概要について

#### (2) アンケート・ヒアリング項目素案について

[資料6～11の説明]

鈴木部会長：ただいま事務局から、アンケートとヒアリングの実施概要とアンケート項目案について説明がありました。事務局から示されたアンケート案をベースに、皆様のご意見を伺っていきたいと思います。アンケート項目案について、追加したい質問や不要と思われる質問、気になる表現など何かご意見はございますか。

田部井委員：「親と子どもの間でギャップがある」の部分の説明に、マイナスの前提である印象を受けたのですけれど、障がい児に意思決定のために意見を聞いた時に、どのようにその意思が正しいのか正しくないのかを判断するのはすごく難しい問題です。大人に気を使って言っているかもしれないし、本当に望んで言っているかもしれない。そして、望んで言ったことが社会的に許されない内容だった場合に、どのような判断をしていくか、といった問題があるので「ギャップ」自体をマイナスと設定しているような分析やアンケート結果を、どう処理していくかについて気になりました。

また、施設の定員に達しているかいないかの部分について、例えば現場では、定員が10人だとしても50人くらい契約して利用調整することが当たり前なので、そうなるも何をもって定員に満ちているとするのか、回答側からすると悩む部分だと思います。

子ども発達支援課長：まずはご意見を聞いてみて、事実としてどのくらい乖離があるのか、どのくらい反映すべきか方向性を考えていきたいと思っております。また、事業所定員の状況の聞き方につきましても、事業所の方が不安にならないように今後の作業で考えていきたいと思っております。

酒井委員：保護者アンケートの問17「在籍」の選択肢ですが、特別支援学校だけざっくりとしているので、小中高と明記してはどうでしょうか。また、手帳を持っている子の進学先として、最近は通信制や専修学校への進学も増えているようなので、その辺りも加味するといいいのかなと思いました。

そして問24についてですが、特別支援学校の生徒たちは「基本的に障がい者枠での就労を目指す」と学校からも説明を受けていますので、選択肢に「一般就労」とあると分かりにくさがあります。ですので「障がい者枠での就職」と併記していた

だけると保護者は分かりやすいと思います。また、子どもへ高校卒業後の希望進路を聞く設問ですが、大学以外でも専門学校などで勉強を続ける子もいますため、「もう少し勉強したい」「働きたい」などの表現の方が子どもにはわかりやすいと思いました。

子ども発達支援課長：問17について、枠の関係もありますが、できる限り選択がしやすく、わかりやすいように考えていきたいと思います。問24ですが「障がい者枠」の部分、ご指摘の通りにさせて頂きたいと思っております。最後のご指摘も、選択肢の案に加えたいと思っております。

鈴木部会長：問24については、「企業などへ一般就労する」という選択肢も残したいとお考えでしょうか。それともこの部分に「障がい者枠」と入れるのでしょうか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：いわゆる「働く」場所と作業所等でそのまま継続していく方とを分ける意味合いなので、「一般」という言葉を抜いてしまえばいいのかな、と思っております。

鈴木部会長：では同設問の「大学」の部分も断定するのではなく「進学する」と修正してはどうでしょうか。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：そのようにしていきたいと思います。

下尾委員：子どもに意見を聴く設問で「いまの生活の中で楽しいことはなんですか」の選択肢の根拠が見えないのではと思います。例えば、一般の中学生以上のアンケートを少し引っ張ってくるのはどうでしょうか。「インターネットで遊ぶ」の部分、「YouTubeを見る」にしたりするなど、「その他」の部分に自分で記入することは難しいので、負担が増えてしまいますし、もう少し気軽なアンケートを軸にして作られてもいいと思います。

子ども発達支援課長：選択しやすいように、また一般的なアンケートも参考にしながら作成していきたいと思います。

下尾委員：資料10の医療的ケア児の受け入れを行っていない理由についての設問で、「4. 利用者の安全を確保できないから」を回答すると、ではそれはなぜなのかという疑問がまた生まれるのではないのでしょうか。対応できる介助者がいないのか、施設内の機器が未整備だからなのか現状の設問では見えてこないと思いました。

子ども発達支援課相談・療育担当課長：もう少し絞った内容で、分かりやすいように修正したいと思います。

森山委員：何点かございます。

問18は町田市の高校に通っている方は「その他」の回答でいいのか、問19の学区の学校の交流については特別支援学校以外の学校に通う方は分かりにくいという点です。

次に、問13はヤングケアラーを意識した内容だと思うが、「家事お手伝い」との違いと現状の選択肢の違いがわかりにくい。「お子さまの兄弟・姉妹が主に家庭の中で担っている役割があればあてはまるものをお選びください」などにする方が分かりやすいかもしれません。

問15の「4. 子どもの成長に遅れがある」は成長に遅れのある子どもの保護者が多く、保護者がどう感じるか少し不安。心配しているという表現がいいのではないかな。

問30に福祉サービスの内容を含めるべきではないか。

子ども発達支援課長：選択肢で困らない、また不快にならないよう、表現に気を付けて作成したいと思います。

鈴木部会長：資料7の間22「保護者の付き添いが必要ですか」について、先程の意見と同様に「医療的ケア」の文言を取った方がクロス集計の際に比較しやすいのではないのでしょうか。また、回答される方も分かりやすいと考えましたが皆様よろしいでしょうか。

(意見等なし)

ありがとうございます。加えて、資料9「あなたの勤務先を教えてください。」ですが、認定こども園等の他の選択肢もあると思いました。

最後に、他にご意見よろしいでしょうか。

田部井委員：資料7の間16で中学生以上の子どもに「あなたはいまの生活が充実していると思いますか。」という設問について、漠然としているため、もう少し「充実」の具体例を挙げてはいかがでしょうか。

子ども発達支援課長：充実の具体例を挙げると、逆に回答者が引っ張られてしまう可能性もあるのではと思っていますが、検討したいと思います。

事務局：内閣府の調査では「充実していない」までだったと記憶しています。ただ、障がいのある子どもだと分からない、判断ができないところがあると思いますので、選択肢に「5. わからない、答えられない」を独自に追加した次第です。ですので、出来ればこの選択肢を選んで頂きたいと思っています。例示を挙げるとそれに当てはまるかどうかで回答してしまう恐れがあり、それは少し意図と違うと思っています。

す。集計結果を見るときは、わからない、答えられない、無回答を除き、自分の意見で「充実している」のかどうかを答えられた方の意見のみ内閣府の調査と比較していく、という比較をしたいと考えております。

鈴木部会長：選択肢がもう少し皆が分かりやすい言葉になっている調査報告書等はないのでしょうか。

事務局：類似の調査を再度確認いたします。

#### 4 その他

鈴木部会長：そろそろお時間となりますが、次第4「その他」として委員の皆様から何かございますか。

鈴木部会長：特になければ議事は以上となりますので進行を事務局にお返しいたします。

#### 5 閉会

子ども発達支援課推進係長：みなさま長時間にわたり、貴重なご意見本当にありがとうございました。

議事要旨についてお知らせいたします。事務局で案を作成次第、本日出席された委員全員にお送りし、ご確認をいただきます。すべての委員に確認をいただいた後に確定することといたしますので、皆様ご協力よろしくお願いいたします。

次回の会議は、10月下旬を予定しております。日程は決まり次第、お知らせいたします。

以上を持ちまして、第1回行動計画検討部会を閉会いたします。ありがとうございます。